

公務員宿舍方南町住宅（仮称）整備事業に係る事業契約書（案）の記載内容について下表のとおり変更します。

（該当部分のみ記載）

変 更 前	変 更 後
<p>（履行の保証） 第 11 条</p> <p>4 乙は、乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、保険金請求権に、第 63 条第 1 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定し、保険証券を甲に提出しなければならない。かかる質権の設定の費用は乙が負担する。</p> <p>（かし担保） 第 39 条 （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（履行の保証） 第 11 条</p> <p>4 乙は、乙を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合には、保険金請求権に、第 63 条第 1 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定するとともに<u>対抗要件を具備し、保険証券及び対抗要件の具備を証する書面を甲に提出しなければならない。</u>かかる質権の設定の費用（<u>対抗要件具備のための費用を含む。</u>）は乙が負担する。</p> <p>（かし担保） 第 39 条</p> <p>5 乙は、<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項の規定による担保の責任の履行を確保するため、建設を担当する者をして特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の措置をとらせるものとする。</u></p> <p>6 乙は、<u>前項の措置に基づき乙が取得する供託金還付請求権又は保険金請求権につき、本条による乙の債務を被担保債務とする質権を甲のために設定するとともに対抗要件を具備し、保険証券及び対抗要件の具備を証する書面を甲に提出するものとする。質権の設定の費用（対抗要件具備のための費用を含む。）は乙が負担する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設を担当する者から徴求し、第36条による本件宿舎の引渡しのおきまでに甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙5に定める様式による。</p>	<p>7 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設を担当する者から徴求し、第36条による本件宿舎の引渡しのおきまでに甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙5に定める様式による。</p>
<p>別紙5 保証書の様式 (第39条関係) 第1条～第3条 (略) (新設)</p> <p>第4条 (求償権の行使) (略)</p> <p>第5条 (終了及び解約) (略)</p> <p>第6条 (管轄裁判所) (略)</p> <p>第7条 (準拠法) (略)</p>	<p>別紙5 保証書の様式 (第39条関係) 第1条～第3条 (同左) 第4条(供託等の措置) <u>保証人は、第1条による保証に加え、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する選定事業者の責任の履行を確保するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の措置をとるものとし、これらの措置に基づき選定事業者が取得する供託金還付請求権又は保険金請求権につき選定事業者が国のために質権を設定するときは、対抗要件の具備その他必要な手続に協力するものとする。</u></p> <p>第5条 (求償権の行使) (同左)</p> <p>第6条 (終了及び解約) (同左)</p> <p>第7条 (管轄裁判所) (同左)</p> <p>第8条 (準拠法) (同左)</p>

※1. 発注者氏名の「支出負担行為担当官」を「財務省関東財務局総務部次長」に変更しています。

2. 本件変更内容を反映した改訂版を掲示しております。